

様式第二号の十三（第八条の十七の二関係）

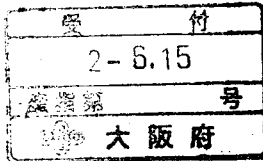
（第1面）

特別管理産業廃棄物処理計画書

令和2年 6月 15日

大阪府知事 様

4/15



住所 大阪府摂津市西一津屋1番1号

提出者

氏名 ダイキン工業株式会社 淀川製作所

執行役員 所長 村井 哲

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6349-0259

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第10項の規定に基づき、特別管理産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	淀川製作所
事業場の所在地	大阪府摂津市西一津屋1番1号
計画期間	令和2年4月1日～令和3年3月31日

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	16.化学工業 25.汎用機械器具製造業 27.業務用機械器具製造業
② 事業の規模	54,049百万円
③ 従業員数	2,482人
④ 特別管理産業廃棄物の一連の処理の工程	別紙1の通り

(日本工業規格 A列4番)

特別管理産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項 (管理体制図) 別紙2の通り	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
【前年度(令和元年度)実績】	
特別管理産業廃棄物の種類	① 汚泥(有害)
排出量	1 t
② 引火性廃油	124 t
(これまでに実施した取組)	
①現状	
(これまでに実施した取組) IS014001を取得し、廃棄物削減目標を設定し取組み ・化学薬品製造工程の製造条件変更により腐食性硫アルカリの発生量を削減 ・電気めっき工程の改善により有害物質使用量を削減。	
特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項	
②計画	
【目標(令和2年度)】	
特別管理産業廃棄物の種類	① 汚泥(有害)
排出量	1 t
② 腐油(引火性)	125 t
(今後実施する予定の取組)	
②計画	
・発生工程の運転条件見直し等により発生量を更に低減する取組み の継続	
特別管理産業廃棄物の分別に関する事項	
(分別している特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)	
①現状	
・発生工程毎に廃液を分別し、貯槽・容器に入れて保管	
②計画	
(今後分別する予定の特別管理産業廃棄物の種類及び分別に関する取組) ・現状分別の維持継続	

特別管理産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

①現状									
③ 腐油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 腐酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性硫アルカリ	⑨ 腐アルカリ(有害)	⑩ 腐食性硫アルカリ(有害)	⑪ 腐アルカリ(有害)	⑫ 腐食性硫アルカリ(有害)
0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	0 t	0 t	1 t
②計画									
③ 腐油(有害)	④ 腐油(有害・引火性)	⑤ 腐酸(腐食性)	⑥ 腐酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性硫アルカリ	⑨ 腐アルカリ(有害)	⑩ 腐食性硫アルカリ(有害)	⑪ 腐アルカリ(有害)	⑫ 腐食性硫アルカリ(有害)
0 t	0 t	735 t	0 t	5 t	2,500 t	0 t	0 t	0 t	0 t

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】	①現状									
	① 汚泥(有害)	② 引火性廃油	③ 廃油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
特別管理産業廃棄物の種類 自ら埋立処分を行った特別管理産業廃棄物の量 (これまでに実施した取組) ・特別管理産業廃棄物の埋立処分は行っていない	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

②計画

【目標(令和2年度)】	②計画									
	① 汚泥(有害)	② 腐油(引火性)	③ 廃油(有害)	④ 腐油(有害・引火性)	⑤ 腐酸(腐食性)	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
自ら埋立処分を行う特別管理産業廃棄物の量 (今後実施する予定の取組) ・特別管理産業廃棄物の埋立処分は行っていない	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】	①現状									
	① 汚泥(有害)	② 引火性廃油	③ 廃油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生活用業者への処理委託量 認定回収業者への処理委託量 認定回収業者以外への処理委託量 (これまでに実施した取組) ・処理委託開始前：WDSにより廃棄物性状評価を概ね、現地組織により廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・在期限内に処理状況の現地確認を実施。 ・廃棄物組成・性状の変更時はWDS再発行。 ・H21年度に電子マニフェストを導入済み。	1 t	124 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	1 t	104 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	0 t	75 t	0 t	0 t	439 t	0 t	0 t	539 t	0 t	0 t
	0 t	12 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1,948 t	0 t	0 t
	0 t	37 t	0 t	0 t	145 t	0 t	23 t	159 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】	①現状									
	① 汚泥(有害)	② 引火性廃油	③ 廃油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生活用業者への処理委託量 認定回収業者への処理委託量 認定回収業者以外への処理委託量 (これまでに実施した取組) ・処理委託開始前：WDSにより廃棄物性状評価を概ね、現地組織により廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・在期限内に処理状況の現地確認を実施。 ・廃棄物組成・性状の変更時はWDS再発行。 ・H21年度に電子マニフェストを導入済み。	1 t	124 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	1 t	104 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	0 t	75 t	0 t	0 t	439 t	0 t	0 t	539 t	0 t	0 t
	0 t	12 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1,948 t	0 t	0 t
	0 t	37 t	0 t	0 t	145 t	0 t	23 t	159 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】	①現状									
	① 汚泥(有害)	② 引火性廃油	③ 廃油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生活用業者への処理委託量 認定回収業者への処理委託量 認定回収業者以外への処理委託量 (これまでに実施した取組) ・処理委託開始前：WDSにより廃棄物性状評価を概ね、現地組織により廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・在期限内に処理状況の現地確認を実施。 ・廃棄物組成・性状の変更時はWDS再発行。 ・H21年度に電子マニフェストを導入済み。	1 t	124 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	1 t	104 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	0 t	75 t	0 t	0 t	439 t	0 t	0 t	539 t	0 t	0 t
	0 t	12 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1,948 t	0 t	0 t
	0 t	37 t	0 t	0 t	145 t	0 t	23 t	159 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】	①現状									
	① 汚泥(有害)	② 引火性廃油	③ 廃油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生活用業者への処理委託量 認定回収業者への処理委託量 認定回収業者以外への処理委託量 (これまでに実施した取組) ・処理委託開始前：WDSにより廃棄物性状評価を概ね、現地組織により廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・在期限内に処理状況の現地確認を実施。 ・廃棄物組成・性状の変更時はWDS再発行。 ・H21年度に電子マニフェストを導入済み。	1 t	124 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	1 t	104 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	0 t	75 t	0 t	0 t	439 t	0 t	0 t	539 t	0 t	0 t
	0 t	12 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1,948 t	0 t	0 t
	0 t	37 t	0 t	0 t	145 t	0 t	23 t	159 t	0 t	0 t

特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項

【前年度(令和元年度)実績】	①現状									
	① 汚泥(有害)	② 引火性廃油	③ 廃油(有害)	④ 引火性廃油(有害)	⑤ 腐食性廃酸	⑥ 廃酸(有害)	⑦ 腐食性廃酸(有害)	⑧ 腐食性廃アルカリ	⑨ 廃アルカリ(有害)	⑩ 腐食性廃アルカリ(有害)
全処理委託量 優良認定処理業者への処理委託量 再生活用業者への処理委託量 認定回収業者への処理委託量 認定回収業者以外への処理委託量 (これまでに実施した取組) ・処理委託開始前：WDSにより廃棄物性状評価を概ね、現地組織により廃棄物性状に適した方法であることを確認。 ・在期限内に処理状況の現地確認を実施。 ・廃棄物組成・性状の変更時はWDS再発行。 ・H21年度に電子マニフェストを導入済み。	1 t	124 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	1 t	104 t	0 t	0 t	773 t	0 t	23 t	2,646 t	0 t	1 t
	0 t	75 t	0 t	0 t	439 t	0 t	0 t	539 t	0 t	0 t
	0 t	12 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	1,948 t	0 t	0 t
	0 t	37 t	0 t	0 t	145 t	0 t	23 t	159 t	0 t	0 t

【目標（令和2年度）】	②計画		②計画								
	特別管理処理廃棄物の種類	①汚泥(有害)	②廃油(引火性)	③廃油(有害)	④廃油(有害-引火性)	⑤廃酸(腐食性)	⑥廃酸(有害)	⑦高食性廃酸(有害)	⑧腐食性廃アルカリ	⑨廃アルカリ(有害)	⑩廃薬性廃アルカリ(有害)
全処理委託量	1 t	125 t	0 t	0 t	0 t	735 t	0 t	5 t	2,500 t	0 t	0 t
優良形生処理委託者への処理委託量	1 t	110 t	0 t	0 t	0 t	735 t	0 t	5 t	2,500 t	0 t	0 t
再生利用業者への処理委託量	0 t	80 t	0 t	0 t	0 t	450 t	0 t	0 t	100 t	0 t	0 t
認定転回取扱業者への処理委託量	0 t	10 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	0 t	2,200 t	0 t	0 t
特別管理処理廃棄物以外の処理委託量	0 t	35 t	0 t	0 t	0 t	135 t	0 t	5 t	200 t	0 t	0 t

（今後実施する予定の取組）

- ・新規処理委託先は基本的に優良認定処理業者から選定する。
- ・処理状況の定期的現地確認を継続する。
- ・委託先の処理内容・中間処理後の処理フローを把握し、自社廃棄物の性状に適した委託ルートを選定する。
- ・委託先とのコミュニケーションを更に進める。
- ・処理ルート複雑化等、処理困難品の委託先を確保する。

【前年度（令和元年度）実績】

特別管理処理廃棄物 引火性廃アルカリ(廃薬性を除く)	3,568 t
-------------------------------	---------

電子情報処理組織の使用に関する事項

（今後実施する予定の取組等）

- ・特別管理処理廃棄物は既に全量電子マニフェストを使用しており、今後も維持継続する。

※事務処理欄

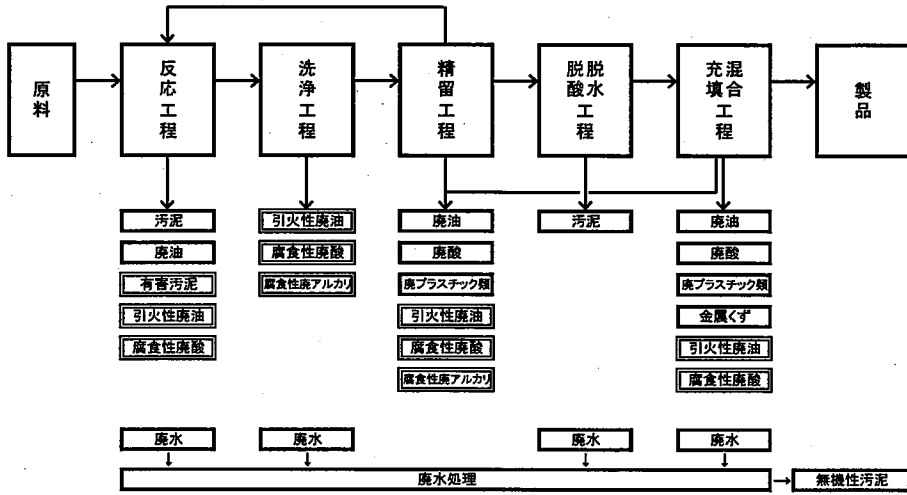
(第6面)

備考

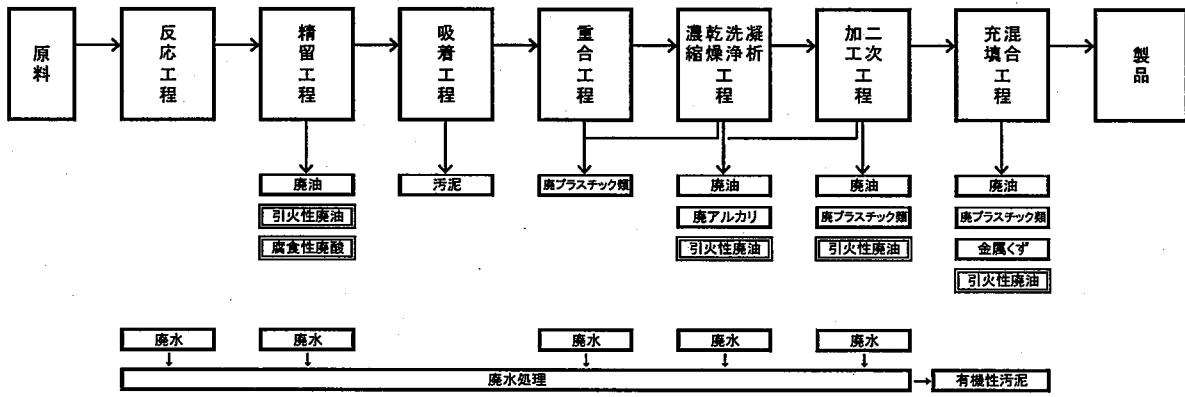
- 1 前年度の特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1) ①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2) ②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④欄には、当該事業場において生ずる特別管理産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う特別管理産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った特別管理産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「自ら行う特別管理産業廃棄物の埋立処分に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、埋立処分した量を記入すること。なお、中間処理を行うことにより特別管理産業廃棄物に該当しなくなった産業廃棄物を海洋投入処分するときは、その量も含めて記入すること。
- 6 「特別管理産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（以下「令」という。）第6条の14第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 7 「電子情報処理組織の使用に関する事項」の欄には、前年度の特別管理産業廃棄物の全発生量（ポリ塩化ビフェニル廃棄物（令第2条の4第5号イからハまでに掲げるものをいう。）を除く。）を記入すること。その量が50トンを超える者にあつては、今後の電子情報処理組織の使用に関する取組について記入すること。
- 8 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、特別管理産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 9 ※欄は記入しないこと。

別紙1. 産業廃棄物発生工程フロー

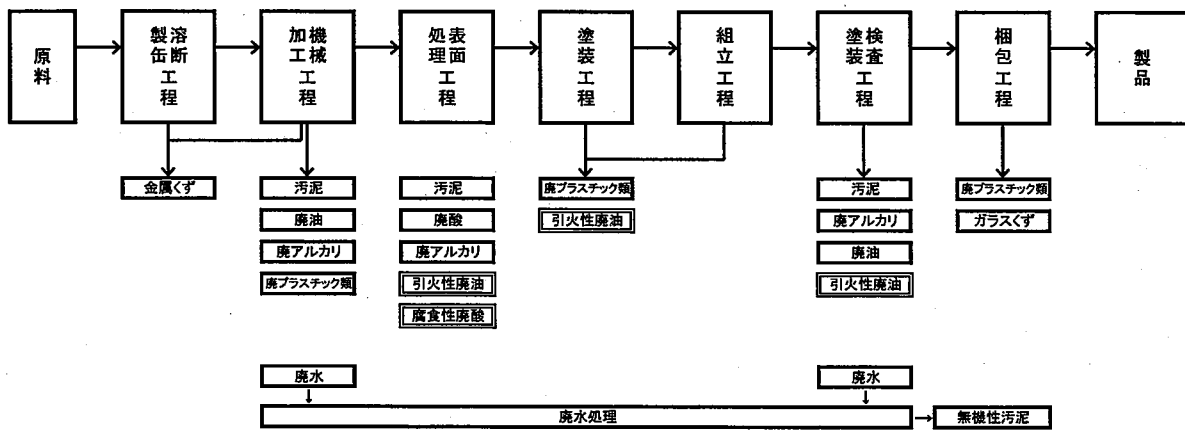
化学品製造工程フロー図



フッ素樹脂製造工程フロー図

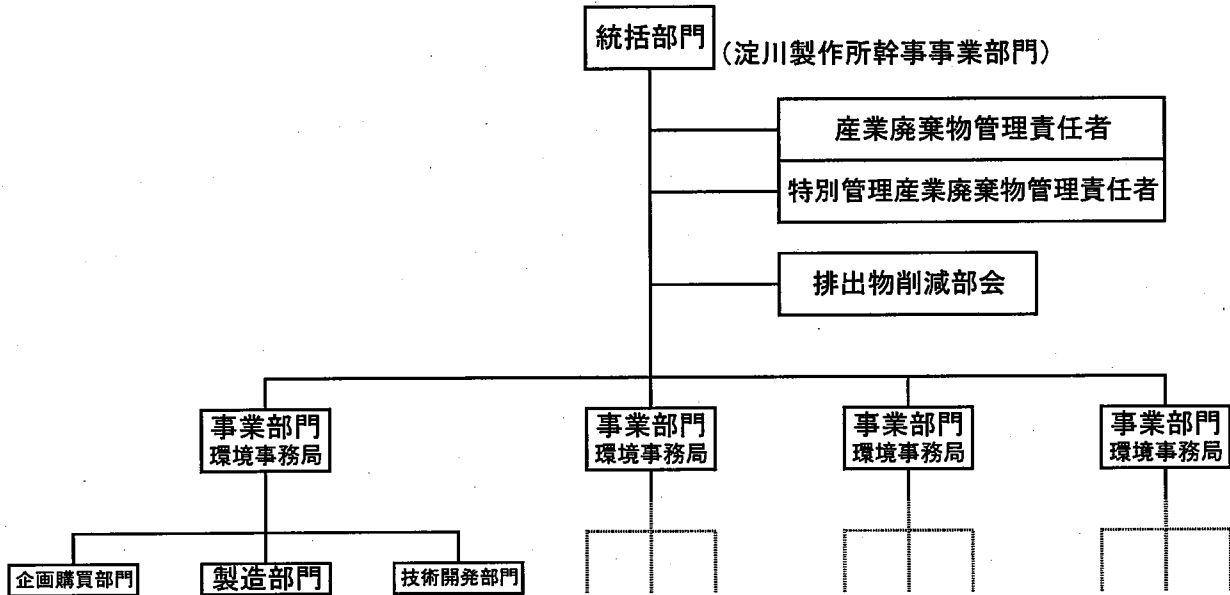


機械製造工程フロー図



別紙2. 管理体制図及び各部署の役割

〔管理体制図〕



〔各部署の役割〕

部署	役割
統括部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 産業廃棄物ごとの処理委託業者の選定及び契約管理 電子マニフェストの運用管理 処理委託台帳の管理 処理委託先の処理状況視察(定期及び不定期) 行政に対する報告等 産業廃棄物の適正管理及び減量化に関する社内啓発 事業場共通発生廃棄物の集積管理及び処理委託先への引渡し 中間処理施設の維持管理に関する情報開示 各部門間の調整及び指示
排出物削減部会	<ul style="list-style-type: none"> 事業場共通発生品の分別・再資源化に関する企画立案 事業場共通発生品の分別回収に関する社内啓発
事業部門環境事務局	<ul style="list-style-type: none"> 自部門で発生する産業廃棄物の発生工程ごとの発生量・性状の把握 自部門で発生する産業廃棄物の適正管理に関する部門内啓発 自部門で発生する産業廃棄物の減量化計画の策定及びその実行
製造部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の種類、性状、発生量及び排出量等の把握 産業廃棄物発生工程の設備及び運転状況の管理 産業廃棄物保管場所の維持管理及び保管状況の管理 中間処理施設の稼働状況の把握、記録の作成等 産業廃棄物の分析及び環境事象の分析、測定等 上記について自部門の環境事務局に報告
技術開発部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物発生量削減等の製造プロセス検討 副生品の有効利用に関する技術検討
企画購買部門	<ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物処理費用及び技術検討費用の予算管理 産業廃棄物処理委託料金支払いによる業者管理